

広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和5年2月13日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第243条の2第1項の規定に基づき、広域連合長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「広域連合長等」という。）の広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる広域連合長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 広域連合長 6
- (2) 副広域連合長，選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部免責)

第3条 広域連合長等が広域連合に対して負う損害賠償責任については、広域連合長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、広域連合長等が賠償の責任を負う額から、前条の最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。